

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「基本方針」「お客さまとのお約束」との関係性  
金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」(以下、原則)との関係性。当社ホームページの基本方針、お客さまへの取り組み状況がどの原則に対応しているか該当箇所を以下表にて示します。

原 則		実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
原則2 注	【顧客の最善の利益の追求】 金融事業者は、高齢の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最高の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。	実施	【タイホウライフサービス株式会社 基本方針】 (1)保険相談のプロセスに関する方針 (2)「感動サービスの提供」に関する方針 (3)「感動経営の創造」安心・安全・健康に関する方針 (4)「環境整備と改善提案」に関する方針	【お客さまとのお約束】相談会での取り組み1~6 アフターフォローの取り組み 1.2 品質向上の取り組みおよびご契約件数 4.FP資格等の保有者数 5.早期消滅失効件数 6.お客さまの声・お褒めの言葉
	金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を図ることにより、自らの安定した顧客基盤と収益の確保につなげていくことを目指すべきである。	実施	【タイホウライフサービス株式会社 基本方針】 (1)保険相談のプロセスに関する方針 (2)「感動サービスの提供」に関する方針 (3)「感動経営の創造」安心・安全・健康に関する方針 (4)「環境整備と改善提案」に関する方針	【お客さまとのお約束】相談会での取り組み1~6 アフターフォローの取り組み 1.2 品質向上の取り組みおよびご契約件数 4.FP資格等の保有者数 5.早期消滅失効件数 6.お客さまの声・お褒めの言葉
原則3 注	【利益相反の適切な管理】 金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのため具体的な対応方針を明らかに策定すべきである。	実施	【タイホウライフサービス株式会社 基本方針】 (1)保険相談のプロセスに関する方針	【お客さまとのお約束】相談会での取り組み1~6.1 取扱い保険会社数 2.相談会件数 3.ご契約者数およびご契約件数
	金融事業者は、利害相反の可能性を判断するに当たって、例えば、以下の事情が取引又は業務に及ぼす影響についても考慮すべきである。 ・金融商品の販売に携わる金融事業者が、金融商品の顧客への販売・推奨等に伴って、当該商品の提供会社から手数料等の支払を受けている。 ・同一の顧客に対して複数の金融事業者が、同一グループに属する別の会社から提供を受けた商品を販売・推奨等する場合 ・同一主体又はグループ内に法人営業部門と運用部門を有しており、当該運用部門が、資産の運用先に法人営業部門が取引関係を有する企業を選ぶ場合	実施	【タイホウライフサービス株式会社 基本方針】 (1)保険相談のプロセスに関する方針	【お客さまとのお約束】相談会での取り組み1~6.1 取扱い保険会社数 2.相談会件数 3.ご契約者数およびご契約件数
原則4 注	【手数料等の明確化】 金融事業者は、名前を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するのかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。	実施	【タイホウライフサービス株式会社 基本方針】 (1)保険相談のプロセスに関する方針	【お客さまとのお約束】相談会での取り組み1~6.4.FP資格等の保有者数
原則5 注	【重要な情報の分かりやすさ】 金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、既存原則に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。	実施	【タイホウライフサービス株式会社 基本方針】 (1)保険相談のプロセスに関する方針	【お客さまとのお約束】相談会での取り組み1~6.2.相談会件数 3.ご契約者数およびご契約件数 4.FP資格等の保有者数 5.早期消滅失効件数 6.お客さまの声・お褒めの言葉
	重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的な利益(リターン)、手数料等の明細書、取扱条件 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品の相成に携わる金融事業者が販売対象として指定する顧客属性 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの選定理由(顧客のニーズ及び意向を踏まえたものであると判断する理由を含む) ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、顧客との利益相反の可能性がある場合や、顧客に対する具体的な内容(第三者から受け取る手数料等を含む)及びこれが取引又は業務に及ぼす影響	実施	【タイホウライフサービス株式会社 基本方針】 (1)保険相談のプロセスに関する方針	【お客さまとのお約束】相談会での取り組み1~6.2.相談会件数 3.ご契約者数およびご契約件数 4.FP資格等の保有者数 5.早期消滅失効件数 6.お客さまの声・お褒めの言葉
注1 注2	金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージして販売・推奨等する場合には、個別に購入することの可能な部分を顧客に販売する場合(以下「販売可能な部分」といいます)と購入が不可能となる部分を、それらの重要な情報を提示すべきである((注1)~(注5)は手数料等の情報を提供する場合においても同)。	非該当	金融庁のFD原則のうち、対象外となるもの	金融庁のFD原則のうち、対象外となるもの
注3 注4	金融事業者は、顧客の取引経験や金融知識を考慮の上、明確、平易であって、誤解を招くことのない誠実な内容の情報提供を行うべきである。	実施	【タイホウライフサービス株式会社 基本方針】 (1)保険相談のプロセスに関する方針	【お客さまとのお約束】相談会での取り組み1~6.2.相談会件数 3.ご契約者数およびご契約件数 4.FP資格等の保有者数 5.早期消滅失効件数 6.お客さまの声・お褒めの言葉
注5	金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの複雑さに見合った情報提供を行うべきである。	実施	【タイホウライフサービス株式会社 基本方針】 (1)保険相談のプロセスに関する方針	【お客さまとのお約束】相談会での取り組み1~6.2.相談会件数 3.ご契約者数およびご契約件数 4.FP資格等の保有者数 5.早期消滅失効件数 6.お客さまの声・お褒めの言葉
原則6 注1	【顧客にふさわしいサービスの提供】 金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的、ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行るべきである。	実施	【タイホウライフサービス株式会社 基本方針】 (1)保険相談のプロセスに関する方針 (2)「感動サービスの提供」に関する方針 (3)「環境整備と改善提案」に関する方針	【お客さまとのお約束】相談会での取り組み1~6 アフターフォローの取り組み 1.2 品質向上の取り組み 1.2.1.取扱い保険会社数 2.相談会件数 3.ご契約者数およびご契約件数 6.お客さまの声・お褒めの言葉
	金融事業者は、顧客の意向を確認した上で、まず、顧客のライフプラン等を踏まえた目標資産額や安全資産と投資資産の適切な割合を検討し、それに基づき、具体的な金融商品・サービスの提案を行ってください。 ・具体的な金融商品・サービスの提案は、明らかに取り扱う金融商品・サービスについて、各業法の枠を超えて構造的に、類似商品・サービスや代替商品・サービスの内容(手数料等を含む)と比較しながら行うこと ・金融商品・サービスの販売後ににおいて、顧客の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行なうことを	実施	【タイホウライフサービス株式会社 基本方針】 (1)保険相談のプロセスに関する方針 (2)「感動サービスの提供」に関する方針 (4)「環境整備と改善提案」に関する方針	【お客さまとのお約束】相談会での取り組み1~6 アフターフォローの取り組み 1.2 品質向上の取り組み 1.2.1.取扱い保険会社数 2.相談会件数 3.ご契約者数およびご契約件数 6.お客さまの声・お褒めの言葉
注2	金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージして販売・推奨等する場合には、当該パッケージ全体が当該顧客にふさわしいかについて留意すべきである。	非該当	金融庁のFD原則のうち、対象外となるもの	金融庁のFD原則のうち、対象外となるもの
注3 注4	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に当たり、商品の特性等を踏まえて、販売対象として想定する顧客属性を特定・公表するとともに、商品の販売に携わる金融事業者においては、それを十分に理解した上で、自らの責任の下、顧客の適合性を判断し、金融商品の販売を行なうべきである。	非該当	金融庁のFD原則のうち、対象外となるもの	金融庁のFD原則のうち、対象外となるもの
注5	金融事業者は、特に、複数又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引が被審を受けやすい属性の商品を基幹グループにして販売・推奨等を行う場合には、商品や顧客の属性に応じ、当該商品の販売・推奨等が適当かより慎重に留意すべきである。	実施	【タイホウライフサービス株式会社 基本方針】 (1)保険相談のプロセスに関する方針 (2)「感動サービスの提供」に関する方針 (4)「環境整備と改善提案」に関する方針	【お客さまとのお約束】相談会での取り組み1~6 アフターフォローの取り組み 1.2 品質向上の取り組み 1.2.1.取扱い保険会社数 2.相談会件数 3.ご契約者数およびご契約件数 6.お客さまの声・お褒めの言葉
注6	金融事業者は、金融商品の販売に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、製品全体として顧客の利益を実現するため、金融商品の組成に携わる金融事業者に對し、金融商品を実際に購入した顧客属性に関する情報や、金融商品に係る顧客の反応や販売状況に関する情報を提供するなど、金融商品の組成に携わる金融事業者との連携を図るべきである。	実施	【タイホウライフサービス株式会社 基本方針】 (1)保険相談のプロセスに関する方針 (2)「感動サービスの提供」に関する方針 (4)「環境整備と改善提案」に関する方針	【お客さまとのお約束】相談会での取り組み1~6 アフターフォローの取り組み 1.2 品質向上の取り組み 1.2.1.取扱い保険会社数 2.相談会件数 3.ご契約者数およびご契約件数 6.お客さまの声・お褒めの言葉
注7	金融商品の販売に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、プロダクトガバナンスの実効性を確保するために金融商品の組成に携わる金融事業者ににおいてどのような取組みが行われているかの把握に努め、必要に応じて、金融商品の組成に携わる金融事業者や商品の選定等に活用すべきである。	実施	【タイホウライフサービス株式会社 基本方針】 (1)保険相談のプロセスに関する方針 (2)「感動サービスの提供」に関する方針 (4)「環境整備と改善提案」に関する方針	【お客さまとのお約束】相談会での取り組み1~6 アフターフォローの取り組み 1.2 品質向上の取り組み 1.2.1.取扱い保険会社数 2.相談会件数 3.ご契約者数およびご契約件数 6.お客さまの声・お褒めの言葉
原則7 注	【従業員に対する適切な勵揚づけの枠組み等】 金融事業者は、顧客の最高の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設けられた報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な勵揚づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。	実施	【タイホウライフサービス株式会社 基本方針】 (1)保険相談のプロセスに関する方針 (2)「感動サービスの提供」に関する方針 (3)「感動経営の創造」に関する方針	【お客さまとのお約束】品質向上の取り組み 1.2. 6.お客さまの声・お褒めの言葉
	金融事業者は、各部署(これらに付されている文を含む)に関して実施する内容及び実施しない代わりに講習するための代替案の内容について、これに携わる従業員に周知するとともに、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を整備すべきである。	実施	【タイホウライフサービス株式会社 基本方針】 (1)保険相談のプロセスに関する方針 (2)「感動サービスの提供」に関する方針 (3)「感動経営の創造」に関する方針	【お客さまとのお約束】品質向上の取り組み 1.2. 6.お客さまの声・お褒めの言葉

補充原則 1	<b>【基本理念】</b> 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品やサービスの提供を通じて、顧客に付加価値をもたらすと共に、自らの経営方針や持続可能な社会の実現に貢献し、携わる金融商品業者との絆を保つことによって、より良い金融商品を提供するための理念を明記すべきである。	非該当	金融庁のFD原則のうち、対象外となるもの	金融庁のFD原則のうち、対象外となるもの
補充原則 2	<b>【体制整備】</b> 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客により良い金融商品を提供するための理念を踏まえ、金融商品のプロダクト・サービス体制のログリフ・バランスについて実効性を確保するための体制を整備すべきである。 その上で、金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理を適切に行うとともに、これらの実効性を確保するための体制を整備すべきである。	非該当	金融庁のFD原則のうち、対象外となるもの	金融庁のFD原則のうち、対象外となるもの
注 1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成から顧客に至る金融商品のログリフ・バランス全体を通じてプロダクト・ガーバンスの実効性や組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理の実効性を確保するため、管轄部門等にて、必要な場合は、社外連絡役や内部有識者のほか、ファンドの評議等を行う第三者機関等からの意見を取入れる仕組みも設置すべきである。	非該当	金融庁のFD原則のうち、対象外となるもの	金融庁のFD原則のうち、対象外となるもの
注 2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成から顧客に至る金融商品のログリフ・バランスの確実性に関する体験を尊重するなどDOCA・サイクルを確立すべきである。	非該当	金融庁のFD原則のうち、対象外となるもの	金融庁のFD原則のうち、対象外となるもの
補充原則 3	<b>【金融商品の組成の特徴】</b> 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客の真のニーズを想定した上で、組成する金融商品がそのニーズに最も合致するものであるかを察し、商品の持続可能性や金融商品としての合理性を検証すべきである。 商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、顧客の最終の利益を最大限に確保する観点から、販売対象として想定する金融属性を特定し、金融商品の販売に携わる金融事業者において十分な確認を行ってから、販売するべきである。	非該当	金融庁のFD原則のうち、対象外となるもの	金融庁のFD原則のうち、対象外となるもの
注 1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、組成する金融商品が中期的に持続可能な商品であるかを検証することも、持続可能性が生じない適切な検証期間の下でリスク・リターン・コトの合理性を検証すべきである。	非該当	金融庁のFD原則のうち、対象外となるもの	金融庁のFD原則のうち、対象外となるもの
注 2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、想定する属性を設定するに当たっては、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、商品の資産登記、引取締約、扣留及び差引目的のニーズ等を基本として具体的に定めるべきであり、必要に応じて想定される販売方法にも留意すべきである。そのため、商品を購入するまでにかかる料金(例えば、元本償還のおそれのある商品について、元本確保を目的としている顧客等)等も特徴すべきである。複雑な金融商品や運用・分配商品等が特殊な金融商品については、どのような顧客ニーズに合致するよう組成しているのか等、それが当該金融商品に適切に反映されているか検討を行い、より詳しく述べたる説明書を慎重に検討し得るべきである。	非該当	金融庁のFD原則のうち、対象外となるもの	金融庁のFD原則のうち、対象外となるもの
注 3	金融商品の組成に携わる金融事業者は、製版全体として最適な金融商品を顧客に提供するため、顧客のニーズの把握や想定属性の特定に当たり、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、金融商品の販売に携わる金融事業者との情報連携等により、販売対象として想定する金融属性を特定するため、金融商品の販売者や顧客属性の情報を収集する場合、顧客属性を考慮する観点から、金融商品の販売に携わる金融事業者との間で連携すべき情報を事前に取決めを行なうべきである。	非該当	金融庁のFD原則のうち、対象外となるもの	金融庁のFD原則のうち、対象外となるもの
補充原則 4	<b>【金融商品の組成の特徴】</b> 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成に想定していた商品性が確保されているかを継続的に検証し、その結果を金融商品の改善に見直しにつけるとともに、商品組成・提供・管理のプロセスを含めログリフ・ガーバンスの体制全体の見直しにも、必要に応じて活用すべきである。 また、製版全体として顧客の最終の利益を実現するため、金融商品の販売者や顧客属性の情報連携等により、販売対象として想定する顧客属性と実際に購入した顧客属性が合致しているか等を検証し、必要に応じて運用・商品提供の改善や、その後の金融商品の組成の改善に活かしていくべきである。	非該当	金融庁のFD原則のうち、対象外となるもの	金融庁のFD原則のうち、対象外となるもの
注 1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品性の検証に当たっては、持続性が生じない適切な検証期間の下でリスク・リターン・コトのバランスのバランス等につけるとともに、商品組成・提供・管理のプロセスを含めログリフ・ガーバンスの体制全体の見直しにも、必要に応じて活用すべきである。当該金融商品により提供しようとしている付加価値の提供が達成できない場合に金融商品の改善、他の金融商品との併用、線上の取扱い等の検討を行うとともに、その後の商品組成・提供・管理のプロセスを含めたログリフ・バランス等の見直しにも、必要に応じて活用すべきである。	非該当	金融庁のFD原則のうち、対象外となるもの	金融庁のFD原則のうち、対象外となるもの
注 2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、商品組成の検証に必要な情報の提供を金融商品の販売に携わる金融事業者から受けるべきである。情報連携すべき属性として、その結果を金融商品の改善に見直しにつけるとともに、商品組成・提供・管理のプロセスを含めログリフ・ガーバンスの体制全体の見直しにも、必要に応じて活用すべきである。 また、金融商品の販売に携わる金融事業者と金融商品の販売者との情報連携等により、販売対象とする顧客属性を考慮する観点から、金融商品の販売に携わる金融事業者から得られた情報を踏まえた検証結果については、必要に応じて金融商品の販売に携わる金融事業者に還元すべきである。	非該当	金融庁のFD原則のうち、対象外となるもの	金融庁のFD原則のうち、対象外となるもの
注 3	金融商品の組成に携わる金融事業者は、運用の外部委託を行な場合、外部委託における運用についても顧客の負担として、その結果を踏まえて、必要に応じて金融商品の販売や見直しを行うべきである。 金融商品の組成に携わる金融事業者と金融商品の販売に携わる金融事業者との間に連携する情報については、必要に応じて外部委託先とも連携すべきである。	非該当	金融庁のFD原則のうち、対象外となるもの	金融庁のFD原則のうち、対象外となるもの
補充原則 5	<b>【顧客に対する分かりやすさ・情報開示】</b> 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客がより良い金融商品を選擇できるよう、顧客に対し、運用体制やログリフ・ガーバンス体制等について分かりやすく情報提供を行なうべきである。	非該当	金融庁のFD原則のうち、対象外となるもの	金融庁のFD原則のうち、対象外となるもの
注 1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客に対し、自ら又は必要に応じて金融商品の販売に携わる金融事業者を通じて、その運用体制について日々の金融商品の商品性に応じた情報提供を行なうべきである。例えば、運用を行う者の判断が重要なとなる金融商品については、当該金融事業者のビジネスモデルに応じて、運用責任者や運用の責任を実質的に行なう者について、本人の同意の下、氏名、業者実績、投資哲学等を情報を提供し、又は運用チームの構成や業務実績等を情報を提供するべきである。	非該当	金融庁のFD原則のうち、対象外となるもの	金融庁のFD原則のうち、対象外となるもの
注 2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の商品性に関する情報についても、金融商品の販売に携わる金融事業者と連携して、分かりやすい情報を提供を行うべきである。	非該当	金融庁のFD原則のうち、対象外となるもの	金融庁のFD原則のうち、対象外となるもの